

全国訪問看護事業協会研究助成金交付要領

（目的）

第1条 この要領は、全国訪問看護事業協会（以下、「当協会」という。）が事業として実施する研究助成金の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

2 この助成は、訪問看護サービスの質の確保・向上、訪問看護事業の経営等に関する調査研究等に対し助成を行うことにより、訪問看護事業の健全な発展に寄与することを目的とする。

（助成対象）

第2条 助成金交付の対象は、訪問看護・在宅看護・地域看護に携わっている個人又は団体の代表者が実施する、訪問看護サービスの質の確保・向上、訪問看護事業の経営等に関する調査研究等であるものとする。

（助成金額）

第3条 助成金の交付額については、各年度における予算総額を100万円とし、複数の研究を採択した場合は、各研究の交付額の合計が100万円以内となるものとする。

（助成金の使途）

第4条 助成金は、研究計画の遂行に必要な経費として、次の各号に掲げる用途に使用できるものとする。

- （1）謝金
- （2）旅費
- （3）会議費
- （4）委託費
- （5）研究機器や備品の賃貸費用
- （6）印刷費
- （7）通信運搬費
- （8）その他、研究計画の遂行に必要な経費

2 助成金は次の各号に掲げる用途に使用できないものとする。

- （1）人件費（前項第1号に掲げるものを除く）
- （2）当該研究以外に転用可能な機器、備品の購入

(実施期間)

第5条 助成金の対象となる研究実施期間は、特別の事情がない限り、助成金交付日の属する年度内とする。

(応募方法)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、所定の申請様式により、協会が定める期間内に申請するものとする。

2 協会は、必要があると認めるときは、申請者に対して追加の書類等の提出を求めることができる。

(応募条件)

第7条 応募に関する詳細な条件については、募集の際に会長が定める。

(給付の決定)

第8条 助成金の交付対象者、交付金額の決定は、研究委員会の選考を経て、会長が決定する。

(給付決定の通知)

第9条 助成金の交付を決定したときは、会長が速やかに申請者に通知する。

(助成金の交付)

第10条 協会は、第9条に基づき決定した助成金の交付について、交付対象者が指定する金融機関の口座に振り込むことによって行うものとする。なお、振込手数料は協会の負担とする。

(研究の実施)

第11条 助成金の交付対象者は、計画に従い、誠実に研究を実施しなければならない。

(変更等)

第12条 助成金の交付対象者は、以下の各号のいずれかに該当するときは、予め書面にて会長に申請し、承認を得なければならない。

(1) 助成金支給の対象となった研究を中止又は延期しようとするとき

(2) 助成金支給の対象となった研究が予定の期間内に終了しないとき

(3) その他、助成金の申請に際して提出した計画の内容に変更があるとき

(助成金の決定取り消し、中止及び返還)

第13条 助成金の交付対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、当協会は助成金の給付決定を取り消し、給付を中止し、又は既に給付した助成金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 申請書に記載された調査・研究を実施しなかったとき
- (2) 助成金を支給目的に沿わない用途に使用したとき
- (3) 申請書の内容に虚偽の記載が判明したとき
- (4) 調査・研究を継続する見込みがなくなったとき
- (5) 助成金交付対象者として適当でない事実があったとき
- (6) 前各号の他、当協会の目的に照らして著しくふさわしくないものと会長が認めたとき

(完了報告)

第14条 助成金の交付を受けた者は、助成対象期間の翌年4月末日までに完了報告及び収支報告を当協会に提出しなければならない。

(評価の実施)

第15条 助成金を交付した調査・研究の結果については、協会において本事業の趣旨に沿う研究の成果を挙げているか否か等を評価するものとする。

2 前項の評価に関する詳細については、別に定める。

(権利の帰属)

第16条 助成金の対象となった事業に関わる権利は、当該事業を実施した団体に帰属するものとする。

(公表)

第17条 協会は、助成を行った団体及び成果物、評価結果の公表を実施するものとする。

2 助成金の交付を受けた者が、当該助成金を使用して行った成果を外部に公表する場合には、協会の助成金を受けて実施した旨を明記するものとする。また、学会、マスメディア等に発表する場合には、協会に報告するものとする。

(留意事項)

第 18 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附則 この要領は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。